

事務連絡
令和2年3月10日

介護支援専門員法定研修受講生各位

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

兵庫県介護支援専門員法定研修の延期に伴う資格の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、兵庫県介護支援専門員法定研修を延期した場合、主任資格及び介護支援専門員証(以下「ケアマネ証」)の有効期間については、下記のとおり取扱うこととします。

記

- 1 主任資格については、当該延期後の研修修了日まで
- 2 ケアマネ証については、当該延期後の研修修了日の属する月の翌月の末日まで

担当：健康福祉部少子高齢局高齢政策課 計画・審査班
電話：078-341-7711 内線：3108、3109、3110